

構造NEWS

前号に続き、**確認申請書第六面**についての紹介（後編）です。

■確認申請書の様式は、基準法施行規則の別記様式（第二号）に定められています。構造に特に関係が深い第六面は、H27年施行の改正基準法で、法20条第2項（エキスパンションジョイント等で構造上分離された建築物の構造計算）が整備された際に追加されました。

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- ☐ 特定構造計算基準
☐ 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

- ☐ 建築基準法施行令第8条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算
- ☐ 建築基準法施行令第8条第2項第1号イに掲げる構造計算
- ☐ 建築基準法施行令第8条第2項第1号ロに掲げる構造計算
- ☐ 建築基準法施行令第8条第2項第2号イに掲げる構造計算
- ☐ 建築基準法施行令第8条第3項に掲げる構造計算

時刻歴応答解析

▶ルート3 限界耐力計算

▶ルート2

▶ ルート1

【6 構造計算に用いたプログラム】

【1. 名称】

- 【7. 区分】
- ☐ 建築基準法第20条第1項第2号又は第3号の認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)
- ☐ その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

【8. 備考】

計画変更確認申請では、構造に係る変更の概要を記載します。

特定構造計算基準…法20条二号および法20条三号（大臣認定プログラムによる場合）の計算方法です。ルート2およびルート3の構造計算は、これに該当します。

特定増改築構造計算基準…既存不適格増築（法86条の7第1項）の場合のルート2およびルート3の構造計算は、これに該当します。

プログラム（法2条三十四号）は、一貫計算プログラムを指します。

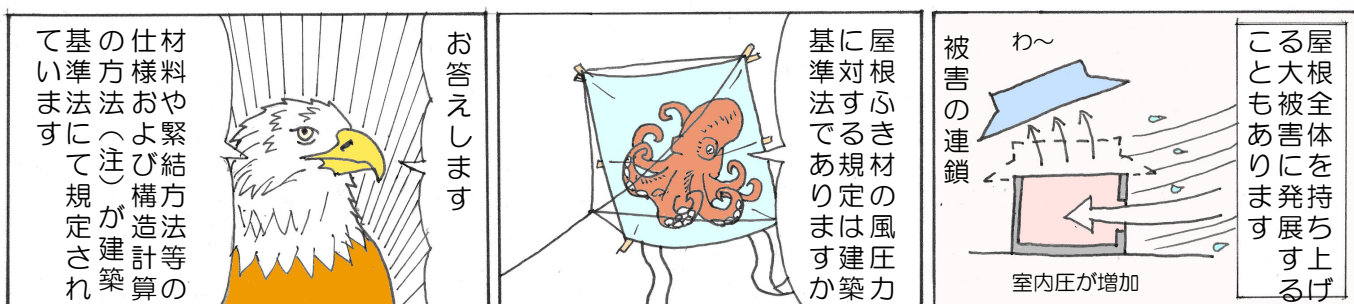
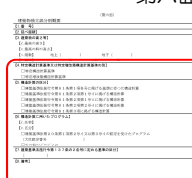
応力解析ソフトや表計算ツールを使用した、いわゆる手計算の場合は、空欄になります。

既存不適格増築の場合、増築部分および既存遡及する部分の第六面に、令137条の2のどの号に該当させるのか、記載します。

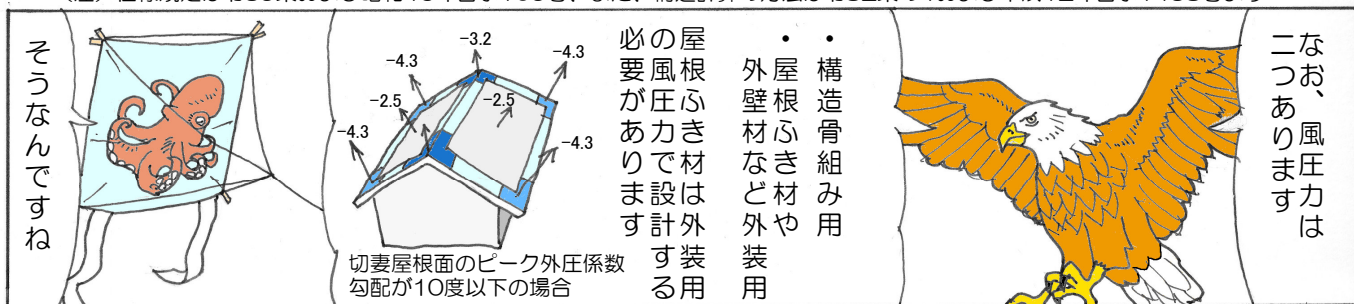
例えば、増築部分の面積が既存の1/2以下の増築であれば、(第二号イ)と記載します。

溯及しない既存部分の第六面は、空欄です。

第六面



(注) 仕様規定は令39条および昭和46年告示109号、また、構造計算の方法は令82条の4および平成12年告示1458号より



編集後記

先日、名古屋城本丸御殿に行きました。
本丸御殿は徳川家尾張藩藩主住居で、江戸時代初期の書院造りの建築物です。
建築物は、部屋の用途によって天井・襖の意匠を変えている点が印象的でした。
歴史建築物に興味のある方は、一度は訪ねることをおすすめします。



名古屋城公式ウェブサイト画像を引用